



BCC株式会社

証券コード 7376

第 8 回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年12月24日（金曜日）午前11時
（受付開始時刻 午前10時30分予定）

開催場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）
ITM棟 11F 西側

大阪環境産業振興センター
おおさかATCグリーンエコプラザ
セミナールーム

議決権行使期限

2021年12月23日（木曜日）午後6時

■目次

第8回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
議案 取締役1名選任の件	4
〈添付書類〉	
事業報告	5
計算書類	21
監査報告書	30

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力見合わせていただき、書面による議決権行使をご利用いただけますよう、お願い申し上げます。

証券コード 7376
2021年12月8日

株 主 各 位

大阪市西区京町堀一丁目8番5号
B C C 株 式 会 社
代表取締役社長 伊 藤 一 彦

第8回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年12月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月24日（金曜日）午前11時
（なお、受付開始時刻は、午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）ITM棟11F西側
大阪環境産業振興センター おおさかATCグリーンエコプラザ
セミナールーム
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第8期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項 取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - （1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - （2）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合

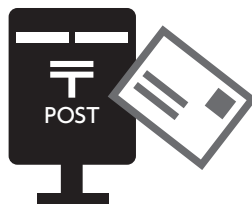


株主総会開催日時

2021年12月24日（金曜日）午前11時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合



行使期限

2021年12月23日（木曜日）午後6時必着

書面によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~  
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.e-bcc.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会へのご出席をお控えいただき、郵送による事前の議決権行使をいただきますよう、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、本総会におきましては、下記の感染予防対策を実施させていただきますので、予めご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

- 接触感染のリスクを減らすため、お土産のご用意及び飲料のご提供はございません。
- 感染予防のため、間隔をあけた座席配置等を予定しており、ご用意できる座席が通常より減少する見込みでございます。そのため、入場は先着順とさせていただきます、満席となった場合はご入場をお断りさせていただくことがございます。
- ご来場される場合は、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染防止策にご配慮をお願い申し上げます。
- 当日、株主様の体温を確認させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただくことがございます。
- 開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項等の説明は、省略させていただく場合がございます。事前に本招集ご通知にお目通しいたきますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。当社ホームページ (<https://www.e-bcc.jp/ir/>) より、発信情報をご確認くださいますようあわせてお願い申し上げます。

議案及び参考事項

議 案 取締役 1 名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を 1 名増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 新任                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こ いで けい た<br>小 出 契 太<br>(1977年 3 月 8 日生) | 2007年11月 営業創造株式会社(2014年 7 月 B C C ホールディングス株式会社に商号変更 現 当社) 入社<br>2008年10月 同社 管理本部 係長<br>2009年10月 同社 経営企画室 課長<br>2010年10月 同社 西日本事業部 マネージャー<br>2016年 9 月 当社 執行役員 (現任)、同スマイル・プラスカンパニー部長<br>2017年10月 当社 事業統括本部長補佐<br>2018年10月 当社 スマイル・プラスカンパニー カンパニー長<br>2019年 7 月 当社 コンプライアンス推進室 室長<br>2021年10月 当社 I R ・コンプライアンス推進本部 本部長 (現任) |
| 所有する当社の株式の数<br>0 株                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

■取締役候補者とした理由

同氏は、2007年に当社入社後、管理本部、経営企画、事業部等の各部門を歴任し、社内各部門の業務を熟知しております。その経歴を通じて培った経験・見識から、I R 及びコンプライアンス活動を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は、当該契約により補填することとしております。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

## **1 会社の現況に関する事項**

### **(1) 事業の経過及びその成果**

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による度重なる緊急事態宣言の発出により社会経済活動が大きく抑制されましたが、ワクチン接種の促進に伴い段階的な正常化が進み、徐々に持ち直しの動きが続いております。しかしながら未だ収束には至っておらず、日本経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社事業を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が及んでおりますが、IT業界では、感染拡大をきっかけにオンライン会議を中心としたリモートでのコミュニケーション機会の拡大や、オンラインを前提とした業務継続の取組み等、コロナ禍におけるニューノーマルを模索する企業においてIT活用が求められております。又、介護業界においては介護施設における新型コロナウイルス感染症対策の対応により現場の負担感が増す中で、人材不足感は依然として高い状況が続いております。

このような環境のもと、当社はIT営業アウトソーシング事業とヘルスケアビジネス事業の2つの事業に注力し、2021年7月に株式上場を果たしました。

IT営業アウトソーシング事業につきましては、営業アウトソーシングの派遣人員の拡大に向け、若年層を中心とした採用と教育に注力し、派遣及び業務委託の人員は112名となりました。又、中小企業向け新規開拓営業の代理店を中心としたITソリューションでは、新たな取組みとしてウェビナーによる顧客アプローチを開始しました。以上の結果、前期からの増収増益を果たしました。

ヘルスケアビジネス事業につきましては、「レクリエーション介護士」(注1、2)2級の合格者が累計33千人を超えました。又、これまで培ってきた介護従事者・自治体及び大手IT企業とのネットワークを生かし、超高齢社会の到来による医療費・介護費等の社会保障費の増加や介護を必要としない健康寿命の延伸という社会課題の解決を目的として、ヘルスケアDX(注3、4)の構築及びDX推進・データ分析ができる人材育成の取組みを進めている中で、ヘルスケア分野への新規参入・事業拡大を目指す企業への市場調査やプロモーション支援等を提供するヘルスケア支援においては、受注件数が増加しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は、1,123,885千円（前期比9.0%増）を計上することができました。利益面につきましては、営業利益130,370千円（前期比239.3%増）、経常利益113,004千円（前期比150.7%増）、当期純利益は76,111千円（前期比147.2%増）となりました。

なお、期末配当につきましては、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではありますが、引き続き無配とさせていただきたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

- （注） 1 レクリエーション介護士とは、自分の趣味・特技を生かしながら、アイデアや着眼点により、介護レクリエーションを提供できる人材です。なお、同資格の認定については、当社が運営事務局をする「一般社団法人日本アクティブコミュニティ協会」（2014年1月設立、代表理事 伊藤一彦）が資格認定機関となっています。
- 2 介護レクリエーションとは、高齢者の生活の質（QOL：Quality Of Life）を高めるために、介護現場で行われる「生きる喜びや楽しみを生み出す活動」を指します。みんなで体操や歌を歌う「集団レクリエーション」、絵画・手芸・囲碁等の「個別レクリエーション」、お化粧等の「基礎生活レクリエーション」、その他、種類は多岐に渡ります。
- 3 ヘルスケアDXとは、ヘルスケア分野において、デジタル技術を生かして、個人・自治体・医療機関・介護施設・企業等をデータでつなぐことで新しい価値を提供する仕組みを作り、個人の健康状態に合わせた予防や治療等による健康寿命の延伸を実現する社会に変革していくことです。
- 4 DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。

## 事業別売上高

| 区 分            | 第 7 期                 |                   | 第 8 期（当事業年度）          |                   | 前期比増減                |                   |
|----------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
|                | 売上高                   | 構成比               | 売上高                   | 構成比               | 売上高                  | 増減率               |
| IT営業アウトソーシング事業 | 879,336 <sup>千円</sup> | 85.3 <sup>%</sup> | 977,963 <sup>千円</sup> | 87.0 <sup>%</sup> | 98,627 <sup>千円</sup> | 11.2 <sup>%</sup> |
| ヘルスケアビジネス事業    | 151,705               | 14.7              | 145,921               | 13.0              | △5,784               | △3.8              |
| 合計             | 1,031,042             | 100.0             | 1,123,885             | 100.0             | 92,842               | 9.0               |

**（２）設備投資の状況**

当事業年度に実施した設備投資の総額は943千円であり、その主なものは、ノートパソコン購入628千円であります。

**（３）資金調達の状況**

2021年7月6日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額285,844千円の資金調達を行いました。

**（４）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**（５）対処すべき課題**

企業を取り巻く経営環境は、急速な高齢化、経済格差、人口の減少、IT活用による情報格差等、かつてない社会構造の急速な変化の中にあり、顧客による選別や評価はなお一層厳しく、競争は激化するとともに企業の存在価値を常に問われる事業環境にあります。

当社が、このような加速度的に多様化する時代に、持続的に成長し社会貢献していくためには、強い組織の構築と事業規模の拡大により強固な経営基盤の確立を目指す必要があります。

これらを達成するために、現状下記の事項を対処すべき課題として取組んでまいります。

**① IT営業アウトソーシングの認知度向上**

当社のIT営業アウトソーシング事業は、未だ成長過程にあり、大手IT企業の顧客を更に増やし、事業を拡大するためには、認知度を向上することが必要となります。これまでもセミナー等を通じて、認知度の向上を図ってまいりましたが、より一層の啓蒙活動やプロモーションを通じて、認知度を向上し、大手IT企業の顧客を増やしてまいります。



## ② ヘルスケアDXの推進

当社が掲げるヘルスケアDXの実現に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

### a. シニアプラットフォームの拡充

シニアプラットフォームとは、当社運営Webサイト「介護レク広場」会員数5万人超、資格制度「レクリエーション介護士」認定者数3万人超のネットワークの集合体となります。当シニアプラットフォームを用いることで、ヘルスケア分野での事業拡大及び参入を検討する企業に対して市場調査やプロモーション支援等が提供できます。

より多くの企業を支援するためには、シニアプラットフォームの拡充が重要となります。そのためには、より多くの介護関係者、高齢者の健康情報を集積することが課題となります。今後もヘルスケア・リビングラボのエリア拡大と介護レクリエーションの普及を通じて、介護関係者とのつながりを強めることで情報の集積を図ってまいります。

### b. ヘルスケア・リビングラボの普及

ヘルスケア・リビングラボとは、健康をテーマとし、地域が抱える課題の解決を市民・自治体・大学（研究機関）・民間企業が連携し、課題解決につながる新たな製品・サービスを創出する仕組みです。当社が大阪府高石市より運営を受託している高石健幸リビング・ラボでは、高齢化の進展により増えゆく社会保障費を抑制することを目的として、民間企業や団体と連携して新たな製品・サービスの開発に取り組んでおります。

この取り組みを拡大するためには、自治体に取り組みの意義と効果を適切に伝えることが重要であると考えております。その意義と効果のひとつとして、現在、高齢者の認知機能や心身機能の維持・向上に資するプログラムを立案・実施し、結果の検証を大学（研究機関）と進めておりますが、大学（研究機関）との連携を深め、より多くのプログラムの検証が必要と考えております。今後は、効果の検証を基にした積極的な広報活動を行い、ヘルスケア・リビングラボの取り組みの意義と効果を広めてまいります。

### c. DXの推進・データ分析ができる人材の採用・育成

当社では、IT営業アウトソーシング事業において、DX推進・データ分析ができる人材を育成していますが、今後のヘルスケアDXの実現のためには、より多くの人材の採用と育成の必要があると考えております。そのために、採用チャネルの多様化、人材紹介会社との協力関係の構築等を積極的に進めていく方針です。又、入社時から始まる各種研修をはじめ、IT営業を学ぶ環境を充実し、大手IT企業に対しての営業支援を行う中での成長ができる環境をより一層充実させていきます。

## ③ ビジネスモデルの推進

新たなビジネスモデルの推進を目的に、技術力やサービスを有するベンチャー企業との資本業務提携を進めてまいります。

## ④ IR活動の強化

株式市場での認知度及び企業価値向上を図るため、IR活動の強化を図ってまいります。独立したIR部門を創設し、株主・投資家向けのIR戦略の策定、企画・運営に取り組んでまいります。

## (6) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別  |      | 第5期<br>2018年9月期 | 第6期<br>2019年9月期 | 第7期<br>2020年9月期 | 第8期<br>(当事業年度)<br>2021年9月期 |
|------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 売上高        | (千円) | 824,839         | 1,004,981       | 1,031,042       | 1,123,885                  |
| 経常利益       | (千円) | 13,559          | 42,053          | 45,074          | 113,004                    |
| 当期純利益      | (千円) | 33,955          | 51,408          | 30,791          | 76,111                     |
| 1株当たり当期純利益 | (円)  | 2,366.22        | 3,582.44        | 2,145.76        | 82.99                      |
| 総資産        | (千円) | 429,382         | 461,792         | 467,360         | 813,327                    |
| 純資産        | (千円) | 127,438         | 178,846         | 209,638         | 575,276                    |
| 1株当たり純資産額  | (円)  | 8,880.75        | 12,463.20       | 14,608.97       | 520.37                     |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
- 2 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数より自己株式を控除し算出しております。
- 3 2021年2月10日付で普通株式1株につき普通株式60株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (7) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

### ① IT営業アウトソーシング事業

大手IT企業の営業部門を強化又は補完するため、営業派遣を中心とした営業アウトソーシング事業及び中小企業向け新規開拓営業の代理店を中心としたソリューション事業の2つの事業で構成しています。

### ② ヘルスケアビジネス事業

介護レクリエーションの普及と介護・高齢者支援人材とのネットワークを構築する介護レクリエーション事業とヘルスケア・リビングラボ構想を基にしたヘルスケア関連施設の運営及びヘルスケア分野で新規参入・事業拡大を目指す企業へ市場調査やプロモーション支援のプログラムを提供するヘルスケア支援事業の2つの事業で構成しております。

## (8) 主要な事業所

| 名 称      | 所 在 地   |
|----------|---------|
| 大阪本社     | 大阪市西区   |
| 東京本社     | 東京都千代田区 |
| 名古屋支店    | 名古屋市中区  |
| A T C 支店 | 大阪市住之江区 |

## (9) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 173名    | 11名増        |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員24名を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先及び借入額

(単位：千円)

| 借 入 先        | 借 入 残 高 |
|--------------|---------|
| 株式会社みずほ銀行    | 14,181  |
| 株式会社三井住友銀行   | 3,000   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 9,860   |

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,444,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,105,520株  
(3) 株主数 1,247名  
(4) 大株主

| 株 主 名                      | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------|----------|---------|
| 伊藤一彦                       | 270,000株 | 24.42%  |
| B C C 社員持株会                | 122,600株 | 11.08%  |
| プラス株式会社                    | 60,000株  | 5.42%   |
| 伊藤貴子                       | 54,000株  | 4.88%   |
| K & P パートナーズ 1 号投資事業有限責任組合 | 42,000株  | 3.79%   |
| 荒川弘也                       | 40,500株  | 3.66%   |
| 株式会社 S B I 証券              | 32,900株  | 2.97%   |
| 岡林靖朗                       | 30,600株  | 2.76%   |
| 中山保代                       | 30,000株  | 2.71%   |
| 安原弘之                       | 24,600株  | 2.22%   |

(注) 持株比率は、小数点第 3 位以下を切り捨てております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

##### ① 2016年9月27日開催の臨時取締役会決議による新株予約権（第1回新株予約権）

- a. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- b. 新株予約権の行使価額 1個につき40,020円
- c. 新株予約権の行使条件
  - ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。
- d. 新株予約権の行使期間 2018年10月1日から2026年8月31日まで
- e. 当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 400個    | 普通株式24,000株   | 2名   |
| 監査役           | 40個     | 普通株式2,400株    | 1名   |

##### ② 2017年9月19日開催の臨時取締役会決議による新株予約権（第2回新株予約権）

- a. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- b. 新株予約権の行使価額 1個につき40,020円
- c. 新株予約権の行使条件
  - ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。
- d. 新株予約権の行使期間 2019年10月1日から2026年8月31日まで
- e. 当社役員の保有状況

|     | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-----|---------|---------------|------|
| 監査役 | 31個     | 普通株式1,860株    | 1名   |

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 伊 藤 一 彦 |                                                                                             |
| 専 務 取 締 役 | 安 原 弘 之 | 事業統括本部長                                                                                     |
| 常 務 取 締 役 | 岡 林 靖 朗 | 管理本部長                                                                                       |
| 取 締 役     | 江 越 博 昭 |                                                                                             |
| 取 締 役     | 松 嶋 依 子 | 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所                                                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 藤 進 治   |                                                                                             |
| 監 査 役     | 森 重 洋 一 | 株式会社のぞみ合同会計社 代表取締役<br>愛眼株式会社 取締役                                                            |
| 監 査 役     | 塚 本 純 久 | 塚本公認会計士事務所 代表<br>株式会社オフィストゥーカム 代表取締役<br>神戸天然物化学株式会社 監査役<br>アルテ監査法人 代表社員<br>株式会社オステオファーマ 監査役 |

- (注) 1 取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏は、社外監査役であります。
- 3 当社は取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏、監査役塚本純久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 取締役松嶋依子氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 取締役松嶋依子氏が兼職している他の法人等と当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。
- 7 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏が兼職している他の法人等と当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は、当該契約により補填することとしております。当該契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の額                 |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 37,800千円<br>(3,600千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 12,600千円<br>(4,200千円) |
| 合 計              | 8名         | 50,400千円              |

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
- 2 取締役の報酬限度額は、2016年8月25日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており、同臨時株主総会終結時の取締役の員数は3名であります。
- 3 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議されており、同臨時株主総会終結時の監査役の員数は1名であります。
- 4 取締役の報酬は、業績連動報酬及び非金銭報酬はなく固定報酬のみであり、取締役の個人別の金額は、取締役会にて決定しております。
- 5 監査役の報酬は、業績連動報酬及び非金銭報酬はなく固定報酬のみであり、監査役の個人別の金額は、監査役の協議にて決定しております。



#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 地 位   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                      |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 江 越 博 昭 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席しております。経済産業省や上場企業の役員等において培われた豊富な経験と見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 松 嶋 依 子 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席しております。主に弁護士として培ってきた豊富な経験と見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |
| 森 重 洋 一 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中17回、監査役会には18回中18回出席しております。主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と見地から、適宜発言を行っております。                           |
| 塚 本 純 久 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中17回、監査役会には18回中18回出席しております。主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と見地から、適宜発言を行っております。                           |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏、監査役森重洋一氏及び塚本純久氏とは、会社法第427条第1項に基づく、会社法第423条第1項の責任を、法令の定める最低責任限度額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 16,200千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,100千円 |

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、上場申請書類の作成指導業務及び監査人から引受事務幹事会社へ書簡作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、2021年9月29日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議いたしました。当該方針に従って、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、行動指針を制定し、役職員はこれを遵守する。
  - b. 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、社内ポータルサイト上に掲示することで、役職員が内容の確認を行えるようにしている。
  - c. I R・コンプライアンス推進本部をコンプライアンスの統括部署として、リスク・コンプラ委員会、管理本部と連携の上、役職員に対する適切な教育研修やコンプライアンスの情報共有を執り行っている。
  - d. コンプライアンス体制を構築し、定期的に全社に対してコンプライアンスを守るための意識付けを行う。
  - e. 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。又、内部監査部門は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - b. 文書の統括管理部署である管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 

当社は、リスク・コンプラ委員会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を必要に応じて適時に開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - b. 社外取締役を選任し、多様な視点から取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。
  - c. 取締役会で決定した方針及び計画に基づき、社長は、業務の執行及び本部長にその業務の指示を行う。

- d. 取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行う。又、経営会議には、原則常勤監査役が出席し、適切な意思決定を図る。
  - e. リスク・コンプラ委員会を設置し、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。
  - f. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 企業理念等を記載した「BCC Quality」を全社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
  - b. 内部監査による業務監査により、業務全般にわたる経営目標の効果的な達成を目標として、合法性と合理性の観点からの業務遂行を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
  - b. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役会又は監査役会に指名された監査役がこれを行う。又、人事異動に関しては、監査役会又は監査役会に指名された監査役が事前協議を行い、同意を得る。
- ⑦ 役職員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 役職員は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - b. 監査役は、取締役会を含む全ての重要会議に出席できる。
  - c. 当社の業務執行に関する重要な書類を監査役に回付するほか、必要に応じ、役職員が監査役への報告・説明を行う。
  - d. 監査役への報告や内部通報制度による連絡をした者は、当該報告・連絡をしたことを理由として不利な扱いを受けないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 社長及び内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - b. 監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
  - c. 監査役会は定期的に内部監査担当及び会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

## ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

### a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- (a) 当社の行動指針、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組む。
- (b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもたない。又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

### b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- (a) 反社会的勢力対応運用細則における基本方針について明文化し、全社の行動指針とする。
- (b) 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部が一元管理を行い、各拠点では最初の接触を拒否し、各拠点の所属長より管理本部に報告する。
- (c) 反社会的勢力対応規程等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取組む。
- (d) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- (e) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取組む。
- (f) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会は、監査役出席のもと、原則月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行に関する重要事項の意思決定の他、業績の進捗状況等その他の業務上の報告を行い情報の共有をするとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 監査役会は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査基本計画書に基づき、当社の各部門の業務執行、会計処理及び内部統制監査を行っております。

(注) 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部          |                |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目              | 金 額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>747,228</b> | <b>流動負債</b>      | <b>228,062</b> |
| 現金及び預金          | 614,658        | 買掛金              | 2,852          |
| 売掛金             | 122,958        | 1年内返済予定の長期借入金    | 17,052         |
| 商品及び製品          | 2,295          | 未払金              | 87,457         |
| 前払費用            | 6,986          | 未払費用             | 7,462          |
| その他             | 330            | 未払法人税等           | 42,659         |
| <b>固定資産</b>     | <b>66,098</b>  | 未払消費税等           | 24,677         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,273</b>   | 前受金              | 1,051          |
| 建物              | 8,132          | 預り金              | 3,899          |
| 工具、器具及び備品       | 1,141          | 賞与引当金            | 40,949         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,657</b>   | <b>固定負債</b>      | <b>9,989</b>   |
| ソフトウェア          | 2,657          | 長期借入金            | 9,989          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>54,167</b>  | <b>負債合計</b>      | <b>238,051</b> |
| 出資金             | 1,001          | <b>純 資 産 の 部</b> |                |
| 差入保証金           | 23,402         | <b>科 目</b>       | <b>金 額</b>     |
| 繰延税金資産          | 29,763         | <b>株主資本</b>      | <b>575,276</b> |
|                 |                | <b>資本金</b>       | <b>168,762</b> |
|                 |                | <b>資本剰余金</b>     | <b>376,762</b> |
|                 |                | 資本準備金            | 168,762        |
|                 |                | その他資本剰余金         | 208,000        |
|                 |                | <b>利益剰余金</b>     | <b>29,750</b>  |
|                 |                | その他利益剰余金         | 29,750         |
|                 |                | 繰越利益剰余金          | 29,750         |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>575,276</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>813,327</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>813,327</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書（2020年10月1日から2021年9月30日まで）

（単位：千円）

| 科 目             | 金 額    |                |
|-----------------|--------|----------------|
| 売上高             |        | 1,123,885      |
| 売上原価            |        | 616,756        |
| <b>売上総利益</b>    |        | <b>507,128</b> |
| 販売費及び一般管理費      |        | 376,758        |
| <b>営業利益</b>     |        | <b>130,370</b> |
| 営業外収益           |        |                |
| 受取利息            | 3      |                |
| 助成金収入           | 1,010  |                |
| その他             | 0      | 1,014          |
| 営業外費用           |        |                |
| 株式交付費           | 5,786  |                |
| 支払手数料           | 10,900 |                |
| その他             | 1,693  | 18,379         |
| <b>経常利益</b>     |        | <b>113,004</b> |
| <b>税引前当期純利益</b> |        | <b>113,004</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 35,417 |                |
| 法人税等調整額         | 1,475  | 36,893         |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>76,111</b>  |

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書（2020年10月1日から2021年9月30日まで）

（単位：千円）

|                         | 株主資本    |         |          |         |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |          |         |
|                         |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 24,000  | 24,000  | 208,000  | 232,000 |
| 当期変動額                   |         |         |          |         |
| 新株の発行                   | 144,762 | 144,762 |          | 144,762 |
| 当期純利益                   |         |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |          |         |
| 当期変動額合計                 | 144,762 | 144,762 | —        | 144,762 |
| 当期末残高                   | 168,762 | 168,762 | 208,000  | 376,762 |

|                         | 株主資本     |         |         | 純資産合計   |
|-------------------------|----------|---------|---------|---------|
|                         | 利益剰余金    |         | 株主資本合計  |         |
|                         | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|                         | 繰越利益剰余金  |         |         |         |
| 当期首残高                   | △46,361  | △46,361 | 209,638 | 209,638 |
| 当期変動額                   |          |         |         |         |
| 新株の発行                   |          |         | 289,525 | 289,525 |
| 当期純利益                   | 76,111   | 76,111  | 76,111  | 76,111  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          |         |         |         |
| 当期変動額合計                 | 76,111   | 76,111  | 365,637 | 365,637 |
| 当期末残高                   | 29,750   | 29,750  | 575,276 | 575,276 |

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 5～15年

工具、器具及び備品 4～12年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当事業年度においては、貸倒実績はなく、又、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用しており、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 |          |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,039千円 |

## 5. 損益計算書に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 関係会社との取引高  |         |
| 営業取引による取引高 |         |
| 売上高        | 4,333千円 |
| その他の営業取引高  | 468千円   |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) (注) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末の<br>株式数 (株) |
|-------|---------------------|------------------------|--------------------|--------------------|
| 普通株式  | 14,350              | 1,091,170              | —                  | 1,105,520          |

(注) 普通株式の増加の内訳は以下のとおりであります。

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 株式分割による増加                | 846,650株 |
| 新規上場に伴う新株発行による増加         | 200,000株 |
| 第三者割当に伴う新株発行による増加        | 39,000株  |
| ストック・オプション行使による新株発行による増加 | 5,520株   |

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 62,220株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 未払事業税    | 3,246千円  |
| 賞与引当金    | 12,522千円 |
| 未払法定福利費  | 2,053千円  |
| 棚卸資産評価損  | 10,600千円 |
| 減損損失     | 1,317千円  |
| 資産除去債務   | 1,579千円  |
| その他      | 385千円    |
| 繰延税金資産小計 | 31,705千円 |
| 評価性引当額   | △1,941千円 |
| 繰延税金資産合計 | 29,763千円 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業拡大のための採用計画、販促計画に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い現金及び預金で運用しており、又、運転資金を金融機関からの借入により調達しております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。保証金は、主に事務所賃借に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金の支払期日は、1年以内であります。借入金は、運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期間は、最長で3年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、事業統括本部が管理本部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、取引銀行1行と当座貸越契約を締結することにより、必要な手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金    | 614,658          | 614,658    | —          |
| (2) 売掛金       | 122,958          | 122,958    | —          |
| 資産計           | 737,616          | 737,616    | —          |
| (1) 未払金       | 87,457           | 87,457     | —          |
| (2) 長期借入金 (※) | 27,041           | 27,043     | 2          |
| 負債計           | 114,498          | 114,500    | 2          |

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (1) 未払金

全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、又、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分    | 2021年9月30日 |
|-------|------------|
| 差入保証金 | 23,402     |

差入保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(注 3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超<br>5 年以内<br>(千円) | 5 年超<br>10 年以内<br>(千円) | 10 年超<br>(千円) |
|--------|---------------|-----------------------|------------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 614,658       | —                     | —                      | —             |
| 売掛金    | 122,958       | —                     | —                      | —             |
| 合計     | 737,616       | —                     | —                      | —             |

(注 4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超<br>2 年以内<br>(千円) | 2 年超<br>3 年以内<br>(千円) | 3 年超<br>4 年以内<br>(千円) | 4 年超<br>5 年以内<br>(千円) | 5 年超<br>(千円) |
|-------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|
| 長期借入金 | 17,052        | 7,903                 | 2,086                 | —                     | —                     | —            |

## 9. 持分法損益等に関する注記

当社が有している子会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

## 10. 1 株当たり情報に関する注記

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 1 株当たり純資産額          | 520円37銭 |
| 1 株当たり当期純利益         | 82円99銭  |
| 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 | 78円75銭  |

(注) 当社は、2021年2月10日付で普通株式 1 株につき普通株式60株の割合で株式分割を行っております。このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

BCC株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BCC株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月11日

B C C 株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 進 治 ㊞

社外監査役 森 重 洋 一 ㊞

社外監査役 塚 本 純 久 ㊞

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## 場 所

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号  
ATC（アジア太平洋トレードセンター）  
ITM棟11F西側  
**大阪環境産業振興センター**  
**おおさかATCグリーンエコプラザ**  
**セミナールーム**

TEL 06-6615-5888

## 交通のご案内

大阪メトロ南港ポートタウン線  
「トレードセンター前駅」下車直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車  
でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い  
申し上げます。

## 会場への道順

※「入口」にて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策へのご協力をお願いいたします。  
(検温、大阪コロナ追跡システムへの登録、マスク着用、手指消毒)

